

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(令和3年度)

部等名 子ども生活福祉部
 課名 女性力・平和推進課
 担当者名 宮田 寛子

公社等名 公益財団法人 おきなわ女性財団

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	つながりサポート支援事業	孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、悩みに寄り添った支援を行うため、対応するため、訪問相談事業を実施	3,567	○			業務内容が、県全域の女性問題等に関する相談支援であることから、委託先においては適切な相談員の選定や、関係機関との連携について、確実かつ効果的に業務実施できるだけの体制をもつ者を選定する必要がある。また、業務内容が特に専門性が高く、ノウハウを有する者を選定する必要があることから、契約の相手方が特定される。 委託先の公益財団法人おきなわ女性財団は、男女共同参画に関する様々な啓発講座を実施しており、女性の多様な悩みに対応できる知識を備えているほか、女性相談、国際女性相談を実施していることから、相談業務に関するノウハウも蓄積されている。また、訪問相談から男女共同参画センターの法律相談や医師による心の健康相談に繋ぐケースも想定されることから、男女共同参画センター業務を受託している本財団に委託することによりセンターとの連携が円滑に行える。			子ども生活福祉部 女性力・平和推進課

2	沖縄県男女共同参画センター事業委託	①相談事業の実施 ②啓発学習事業の実施 ③DV対策事業の実施 ④沖縄県男女共同参画センターの設置目的を達成するために必要な業務の実施	32,484	○		業務内容が、県全域の女性問題等に関する相談支援及び男女共同参画型社会づくりに関する意識啓発となることから、委託先においては適切な相談員の選定や、関係機関との連携について、確実かつ効果的に業務実施できるだけの体制をもつ者を選定する必要がある。また、業務内容が特に専門性が高く、ノウハウを有する者を選定する必要があることから、契約の相手方が特定される。 委託先の公益財団法人おきなわ女性財団は、 (1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、調査研究等を行うことにより男女共同参画社会づくりに寄与することを目的に県が設立した公益財団である。 (2)相談事業は一般相談のほか、国際結婚に関する相談、精神的な相談、法的な相談を実施する等、女性の多様なニーズに対応している。 (3)啓発学習事業は、女性人材育成事業等各種講座を開催し、離島にある市町村とも連携しながら地域格差を埋める事業を展開している。 (4)DV対策事業について、これまでの実績があり人材とノウハウの蓄積を有している。 (5)当該契約は履行に要する経費の実費相当の契約額により、収益が生じるものではなく、営利を目的とした法人等による履行が不可能なものである。			子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
3	女性人材育成事業委託	女性人材育成講座「ている塾」及び「ている塾出前講座」の実施	6,494	○		業務内容が、男女共同参画型社会づくりや女性活躍推進に関する専門的な知識が求められることや、人材育成に関する講座実施のノウハウを持ち、関係機関と連携して確実かつ効果的に業務実施できるだけの体制をもつ者を選定する必要がある。 委託先の公益財団法人おきなわ女性財団は、 (1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、調査研究等を行うことにより男女共同参画社会づくりに寄与することを目的に県が設立した公益財団である。 (2)県の男女共同参画センター事業で実施している啓発学習事業において、女性人材育成事業等各種講座を開催し、離島にある市町村とも連携しながら地域格差を埋める事業を展開している。 (3)当該契約は履行に要する経費の実費相当の契約額により、収益が生じるものではなく、営利を目的とした法人等による履行が不可能なものである。			子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
合計			42,545	3	0	0	0		

県との委託契約の件数
(随意契約含む。)

3 件